

## 固定資産評価証明書・公課証明書の申請に必要なもの

請求者	評価	公課	申請に必要なもの
・納税義務者(所有者) ・富士吉田市にお住まいの同一世帯の親族 ・納税管理人	○	○	窓口に来られる方の本人確認書類
・相続人 ・遺言執行者	○	○	・窓口に来られる方の本人確認書類 ・相続人であることが確認できるもの(相続関係がわかる戸籍、法定相続情報一覧図等)または公正証書
法人の代表者または従業員等	○	○	・窓口に来られる方の本人確認書類 ・社印または代表者印が押印された申請書または委任状
代理人	○	○	・窓口に来られる方の本人確認書類 ・本人直筆、押印された委任状(法人の場合は社印または代表者印が押印された委任状) ※代理人が法人の場合は、社員証や法人名の記載のある健康保険証など、その法人の従業員であることがわかる証明書も必要です。(名刺、名札は不可)

### 上記以外で固定資産 評価証明書・公課証明書が請求できる方

請求者	評価	公課	申請に必要なもの	
賦課期日後(1月2日以降)に固定資産を取得した方	○	○	・窓口に来られる方の本人確認書類 ・現在の所有者であることがわかる書類 【移転登記が完了の場合】登記事項証明書等 【移転登記が未了の場合】所有権移転日が確認できる売買契約書等(所有権移転日が残代金の受領日の場合は、その受領の事実を確認できる書類(領収書)も必要になります。)	
成年後見人、保佐人、補助人	○	○	・窓口に来られる方の本人確認書類 ・成年後見人等であることを確認できる書類(登記事項証明書等) ※保佐人、補助人については、代理権の範囲に証明書の請求の記載がある場合に限りします。	
管理人、破産管財人、相続財産管理人、清算人等の法定代理人	○	○	・窓口に来られる方の本人確認書類 ・裁判所からの選任を証する書面、商業の登記事項証明書、資格証明書等	
裁判手続きのために必要な方	訴えの提起等を行う方	○	×	・窓口に来られる方の本人確認書類 ・訴状や裁判所への申立書等
	弁護士および司法書士	○	×	・窓口に来られる方の本人確認書類 ・固定資産評価証明書の交付申請書(統一様式) ※使用目的が、訴えの提起、仮差押えの申立て、仮処分申立て、民事調停の申立て、借地非訟の申立ての場合に限りします。
	任意競売の申立人	×	○	・窓口に来られる方の本人確認書類 ・不動産競売申立書 ・登記事項証明書など、担保権の存在を証する書類 ・申立人が法人の場合は、社員証や法人名の記載のある健康保険証など、その法人の従業員であることがわかる証明書も必要です。(名刺、名札は不可)
	強制競売の申立人	×	○	・窓口に来られる方の本人確認書類 ・不動産競売申立書 ・執行力のある債務名義の正本 ・申立人が法人の場合は、社員証や法人名の記載のある健康保険証など、その法人の従業員であることがわかる証明書も必要です。(名刺、名札は不可)
	競売・公売にかけられた不動産を競落された方	○	△注	・窓口に来られる方の本人確認書類 ・【競売の場合】裁判所発行の代金納付期限通知書(売却許可決定通知書では受付できません。) ・【公売の場合】官公署発行の売却決定通知書 ・競落者が法人の場合は、社員証や法人名の記載のある健康保険証など、その法人の従業員であることがわかる証明書も必要です。(名刺、名札は不可) (△注: 公課証明書は、上記に加えて代金支払い領収書が必要)
借地人・借家人	○	○	・窓口に来られる方の本人確認書類 ・賃貸借契約書等、当該権利関係を示す書類 ※賃借料等の対価が支払われるものに限ります。 ※借家人は、家屋及びその敷地である土地を取得可 ※借地人は、土地のみ取得可	
宅地建物取引業者	○	○	・窓口に来られる方の本人確認書類 ・宅地建物取引業者の従業員であることが確認できるもの(社員証や法人名の記載のある健康保険証など。名刺、名札は不可) ・媒介契約書(証明書取得の特約事項が記載されたもの) ※記載のある不動産のみ証明を取得できます。 ※有効期限が切れた契約書では受付できません。	
税務代理権限のある税理士	○	×	・窓口に来られる方の本人確認書類 ・税務代理権限証書 ※相続税等の税務署への申告に際し固定資産評価証明書を必要とする場合	